

平成26年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金募集要項

<趣旨>

森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進む中、これまで様々な資源の利用を通じて地域住民の生活を支えていた森林との関わりが希薄になってきており、特に、集落周辺の里山林では、藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。

このような集落周辺の森林の保全については、通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できないものであり、コミュニティの関心や活力を向上することで対応を促すことが最も効率的かつ効果的である。

そのため、里山林など森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用、森林環境教育など山村地域の活性化に資する取組に対し、平成25年度から平成27年度の3年間、一定の費用を国が支援する制度が創設されました。

※以下の募集内容について、林野庁の要綱、要領の改正により募集内容が変更する恐れがあります。変更がありましたら、当地域協議会ホームページに掲載しますのでご確認願います。

1 応募対象者

森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた3名以上の者で構成する組織

2 応募条件

- (1) 活動組織
- ① 組織の規約が定められていること。
 - ② 森林所有者と活動に関する協定書を締結していること。
 - ③ 県内を活動区域とし、県内に事務所を置いている団体。
- (2) 対象森林
- ① 活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画が策定されていない森林とする。但し、森林空間利用タイプを除く。
 - ② 活動面積が0.1ha以上（小数第2位切り捨て）

3 対象となる活動

種 類	活 動 内 容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	
里山林保全	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、以上の活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、傷害保険等

侵入竹除去・竹林整備	竹・雑草木の伐採・搬出・処理及び利用、以上の活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、以上の活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
森林空間利用タイプ	森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導、傷害保険等
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

※森林の見回りのみの活動では支援対象となりません。他の活動と一緒に取り組んでください。

4 交付金の単価、上限、使途

(1) 単価

種 類	交付単価又は交付率
①活動推進費	15万円／申請（事業開始初年度のみ）
②地域環境保全タイプ（里山林保全）	16万円／ha
③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	38万円／ha
④森林資源利用タイプ	16万円／ha
⑤森林空間利用タイプ	5万円／回（12回／年、60万円を上限とする。）
⑥資機材・施設の整備	1/2以内

(2) 上限

1 活動組織当たりの交付額の上限は500万円／年

(3) 使途

種 類	使 途
①～⑤の活動	人件費、燃料代、傷害保険、車両リース代等賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・事務用品等の消耗品（単体の取得価格が3万円未満のもの）、郵便料・電信電話、運搬費等の通信運搬費、書籍、委託料、食糧費、印刷費、等
⑥の整備	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を実施する簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等 （汎用性のある物品等は対象外）

5 交付金対象期間

開始：地域協議会から通知される事業採択通知日以降

(※事業採択日前からの活動を交付金対象としたい場合は、交付決定前着手届制度があります。)

完了：原則として平成27年2月末

6 交付金申請手続き

(1) 申請方法、申請先

活動する森林の所在する市町村林務担当課を通じて岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）へ提出する。

<申請先> 公益社団法人岐阜県山林協会内
岐阜県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会事務局
〒500-8356岐阜市六条江東2丁目5番6号
TEL:058-273-7666 FAX:058-273-3933
E-mail : sanrinag@quartz.ocn.ne.jp

(2) 募集期間

第1回締切：平成26年4月 2日（火）までに市町村を通じて地域協議会に提出

第2回締切：平成26年5月 2日（金）までに市町村を通じて地域協議会に提出

(※国予算執行状況により第3回の募集を行う可能性があります。)

(3) 提出書類（※様式は林野庁ホームページに掲載）

- ① 採択申請書
- ② 活動計画書、計画図
- ③ 活動組織規約
- ④ 協定書
- ⑤ 事業計画及び収支予算書

(4) 審査方法と採択通知

地域協議会は書類を審査し、とりまとめ国へ申請します。国から交付決定があれば、速やかに採択通知を活動組織の代表者に通知します。

7 その他

その他詳細は、下記ホームページの要綱、要領などを参考にしてください。

林野庁ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

岐阜県山林協会ホームページ <http://www.g-forestry.or.jp/>